

◎婚姻前の氏の通称使用に関する法律案 新旧対照表

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第十三条 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 氏名 二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。） 三 出生の年月日 四 戸籍に入つた原因及び年月日 五 実父母の氏名及び実父母との続柄 六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄 七 夫婦については、夫又は妻である旨 八 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示 九 第七十四条の二第一項の規定による届出をした者については、同項に規定する婚姻前の氏は、同項に規定する婚姻前の氏 十 その他法務省令で定める事項 ② 前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）による改正後」 第十三条 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 〔同上〕 二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕 六 〔同上〕 七 〔同上〕 八 〔同上〕 〔新設〕 九 〔同上〕 ② 〔同上〕

③ 氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

第七十四条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 夫婦が称する氏

二 その他法務省令で定める事項

第七十四条の二 婚姻によつて氏を改めた者は、戸籍に通称として使用する婚姻前の氏及びその氏の振り仮名（次項において「婚姻前の氏」という。）を記載することを求めようとするときは、その旨を届け出なければならない。

② 前項の規定による届出をした者は、戸籍に記載されている婚姻前の氏を削除することを求めようとするときは、その旨を届け出なければならない。この場合においては、同項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

③ 〔同上〕

第七十四条 〔同上〕

〔新設〕